

鹿角市ごみ処理基本計画

令和3年3月

鹿 角 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第2節 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 本市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～4

第2節 ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～9

第3節 ごみ排出量の数値目標に対する達成状況・・・・・・・・ P 10～12

第4節 ごみ処理の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・ P 14～15

第2節 ごみ排出量の将来予測と数値目標・・・・・・・・・・ P 16～19

第3節 目標達成に向けた施策と展開・・・・・・・・・・ P 20～23

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

ごみは、私たちの家庭生活や事業活動により排出される身近なものですが、これまでの豊かさや便利さを追求した生活形態の変化により大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となった結果、ごみ処理問題は、生活環境や自然環境に様々な影響を及ぼすこととなりました。

ごみ処理基本計画は、鹿角市（以下「本市」という。）が長期的な視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくために策定するものです。

本市では、平成12年に『鹿角市ごみ処理基本計画』を策定し、平成22年度に見直しを行っています。この間、平成14年度には新たな焼却施設が稼働し、また、平成16年度には資源化センターを設置したことにより、びん・缶・ペットボトル等のリサイクル化を図っています。さらに、これまで埋め立て処分していた不燃物を中間処理し、資源化物を抽出する施設が令和4年度に稼働する予定です。

一方、国においては、『環境基本法』や『循環型社会形成推進基本法』の制定をはじめ、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指しています。また、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、平成30年4月に閣議決定された『第四次循環型社会形成推進基本計画』は、SDGsの考え方を取り入れた計画となっています。さらに、令和元年5月には『プラスチック資源循環戦略』が策定され、プラスチックによる資源・環境両面の課題を解決する動きが強まっています。加えて令和元年10月には、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目指した「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されています。

こうした国の動向、本市におけるごみ処理の現状や新たな課題などを踏まえ、平成23年3月に策定した『鹿角市ごみ処理基本計画』の見直しを行い、さらなるごみの減量化・再資源化を図り、循環型社会の形成を促進するため『鹿角市ごみ処理基本計画』の改訂を行うものです。

第2節 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、第7次鹿角市総合計画及び第3次鹿角市環境基本計画を上位計画として策定します。

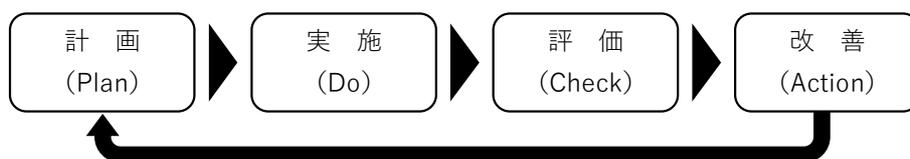
なお、本計画では、一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年策定する鹿角市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。



[計画の体系図]

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、この計画はおおむね5年ごとに見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢の変化に応じ適宜見直しを行うこととします。



[計画見直しサイクルのイメージ]

第2章 ごみ処理の現状と課題

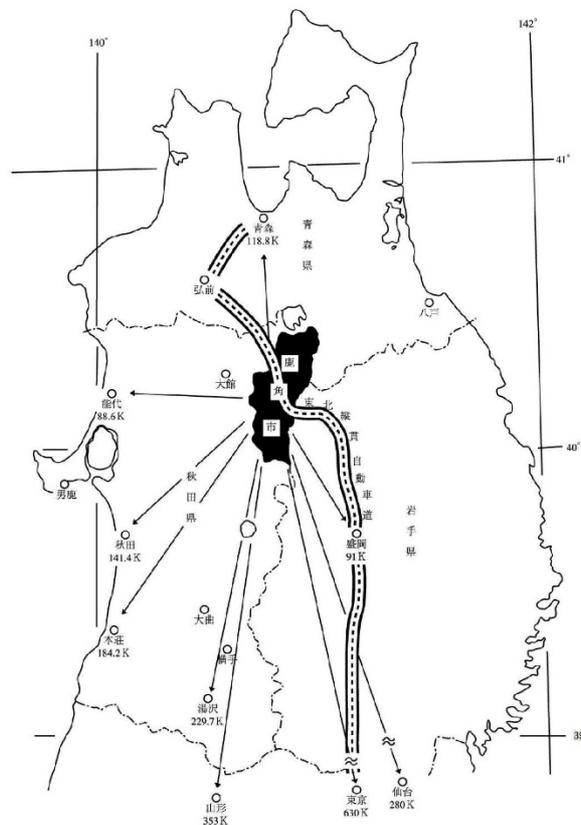
第1節 本市の概況

(1) 市の概要

本市は、「青垣山をめぐらす鹿角」の言葉に代表されるように、緑の山々と清らかな河川に恵まれ、自然環境に優れたみずみずしい地域です。

北東北三県（秋田・青森・岩手）のほぼ中央にあり、総面積 707.52k m²、東西 20.1km、南北 52.3kmの広がりをもっています。北に十和田湖、南に八幡平が控え、中央部に花輪盆地が開け、米代川、大湯川、小坂川、熊沢川が流入しています。市街地周辺では水田、丘陵地では県北を代表する鹿角リンゴや野菜類の生産、また肉用牛の飼育など畜産も盛んです。

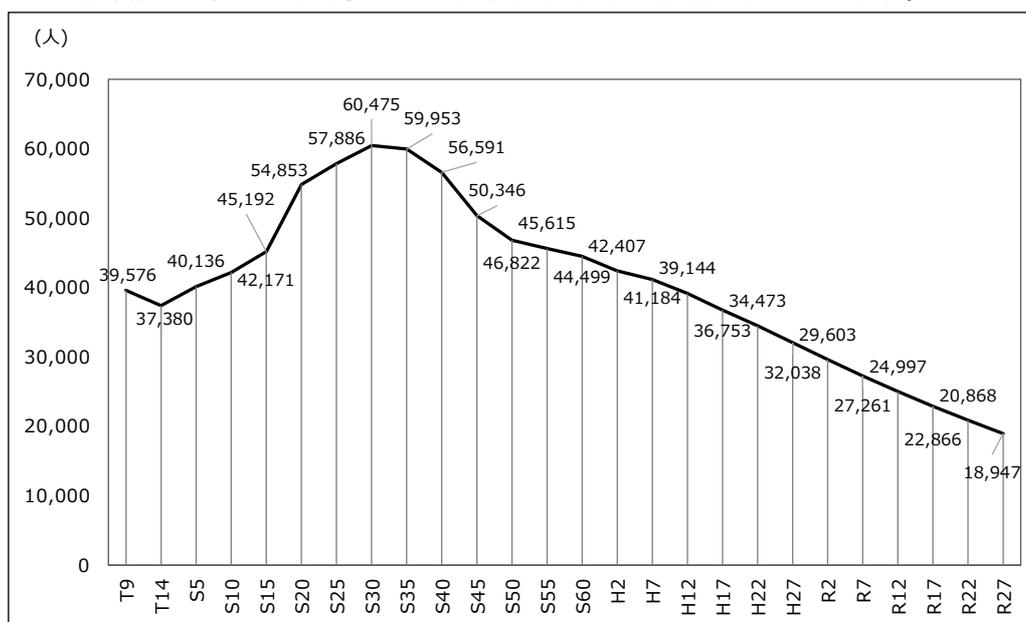
市内を東北縦貫自動車道が通り、鹿角八幡平、十和田の2つのインターチェンジにより、盛岡、青森、八戸などの主要都市とは約1時間で結ばれており、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての役割を担うまちです。



(2) 人口の動向

本市の人口の推移をみると、戦後まもなくまで人口が増加しましたが、昭和30年をピークとして鉱山の退潮により急激に減少したほか、高度経済成長期やバブル経済期には職を求め他地域（首都圏等）に流出が進んだと考えられ、その後も人口減少が進み近年は毎年1.5%ずつ人口が減少しています。

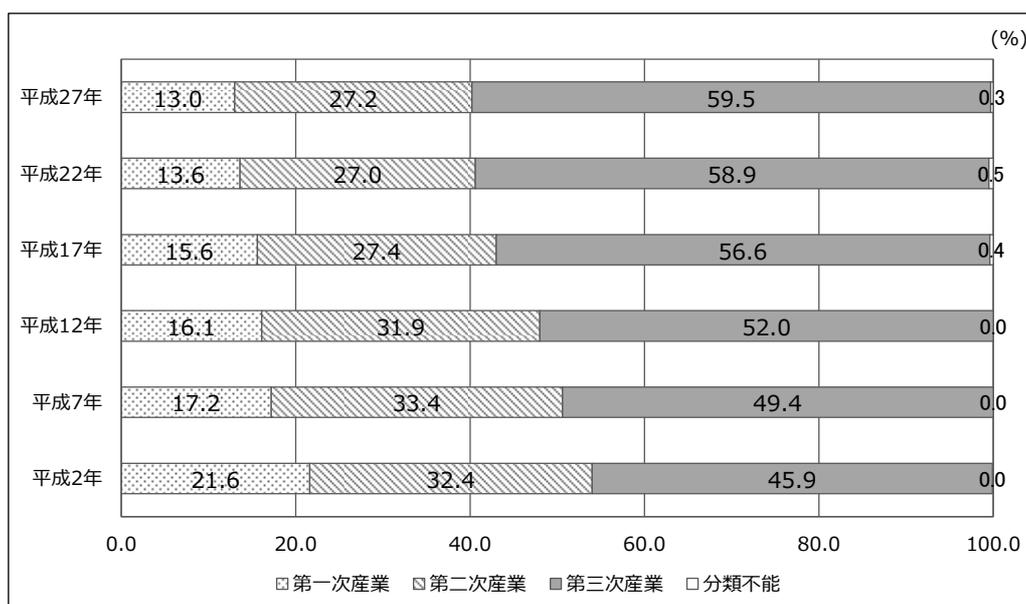
平成27年10月策定、令和2年11月改訂の『鹿角市人口ビジョン』において、本市の人口は令和2年には29,603人となり、その後も人口減少に歯止めがかからず令和27年には18,947人と平成27年時点と比較し約4割減少するものと推計されています。



[人口の推移]

(3) 産業の動向

本市の産業別の就業人口は、第三次産業の割合が高く、第一次産業は減少傾向、第二次産業は横ばいを維持している状況にあります。



[産業構造の推移]

第2節 ごみ処理の現状

(1) ごみの区分と収集運搬

一般家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）は、本市では「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源化物」「指定不用品」の4区分に大分されます。このうち「資源化物」は、さらに、「金属類」「ペットボトル」「空ビン」「古紙・ダンボール」「廃蛍光管」「廃乾電池」「廃プラスチック」「廃食油」に細分されます。全体では、4区分10分別としています。「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源化物」は、ステーション方式で収集しています。「指定不用品」「廃蛍光管」は、春と秋の年2回、「廃乾電池」は年1回9月に収集しています。自己搬入については、「可燃ごみ」「不燃ごみ」を可としています。

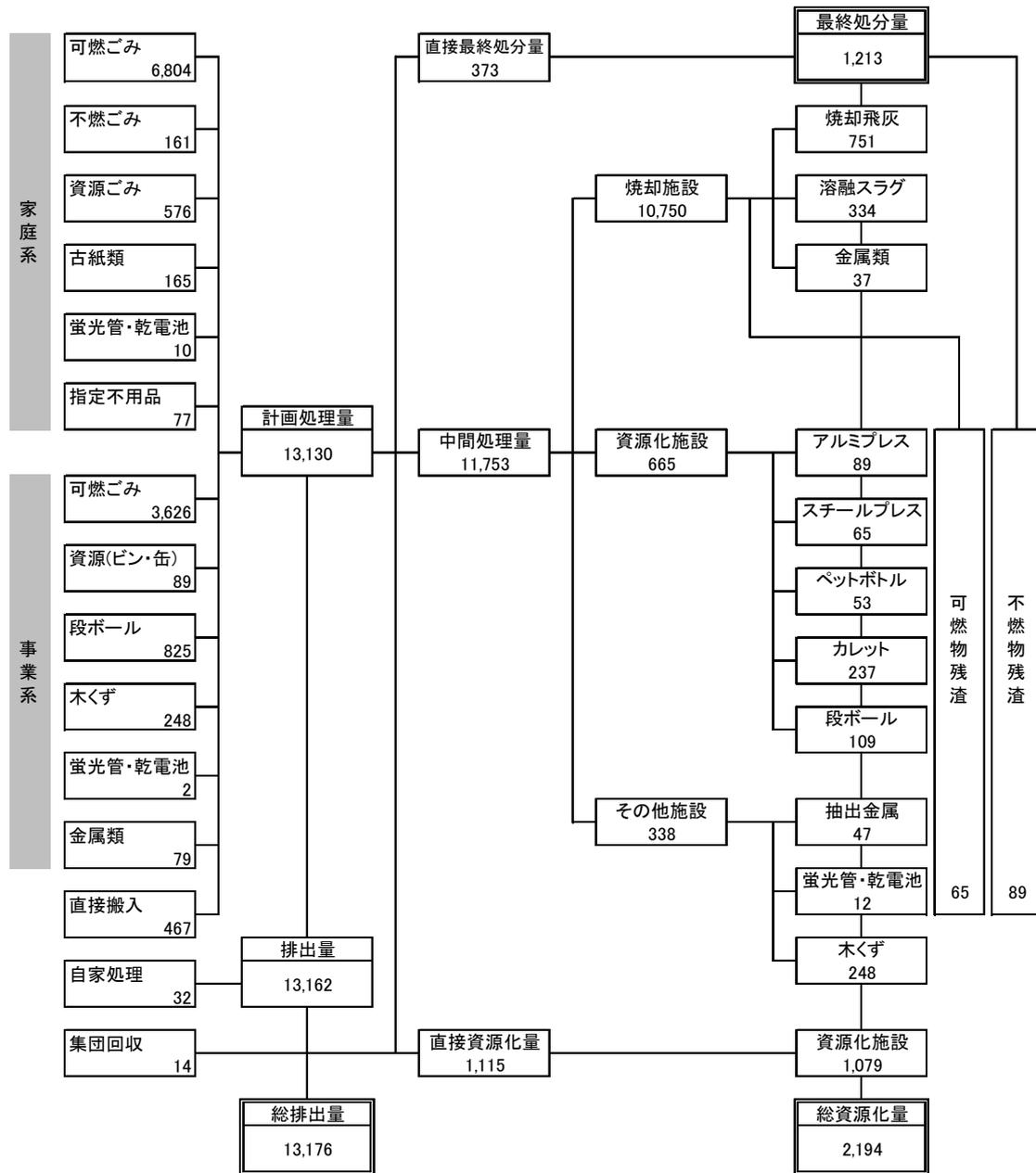
事業所から排出されるごみ（事業系ごみ）は、事業者自らまたは鹿角広域行政組合で許可した業者が収集運搬し、市では収集を行っていません。

区分	収集対象物	備考	収集回数	収集容器等
可燃ごみ	○生ごみ○紙くず○繊維くず○木くず ○皮製品 ○プラスチック、ビニール、ゴム	・生ごみは水切りを徹底すること ・長いものは50cm以内に切断すること	週2回	指定袋
不燃ごみ	○ガラスくず類○電球○小型家電類 ○金属製工具、玩具○針金、釘、金物類 ○化粧品、薬品等の空き瓶	・板ガラス、刃物は紙等で包むこと	月1回	指定袋、透明又は半透明の袋
資源化物	金属類	○金属製鍋及び蓋○フライパン	月2回	指定袋
	ペットボトル	・PETマークがついているもののみ対象 ・キャップは別途回収	月2回	指定袋
	空き瓶	・キャップをはずすこと	月2回	指定袋
	缶		月2回	指定袋
	古紙、段ボール	○古新聞○古雑誌○段ボール	月2回	紙ひもで結束
	廃蛍光管		年2回	回収箱（4月・9月）
	廃乾電池		年1回	回収箱（9月）
粗大ごみ	○スチール製のもの○自転車○スノーダンプ○石油ストーブ○カーペット○掃除機○扇風機○除湿器○マットレス○じゅうたん○大型プラスチック製のもの	・指定不用品として収集	年2回	

[ごみの区分]

(2) ごみ処理の状況

令和元年度のごみの総処理量は 13,176 t となっています。このうち、中間処理された量は 11,753 t、再生業者へ直接搬入された量は 1,115 t の計 12,868 t で、ごみ総処理量の 97.6% を占めます。中間処理後に再生処理された量は、1,079 t で、これに直接資源化量と集団回収量を加えた 2,194 t が総資源化量であり、最終処分量は 1,213 t となっています。

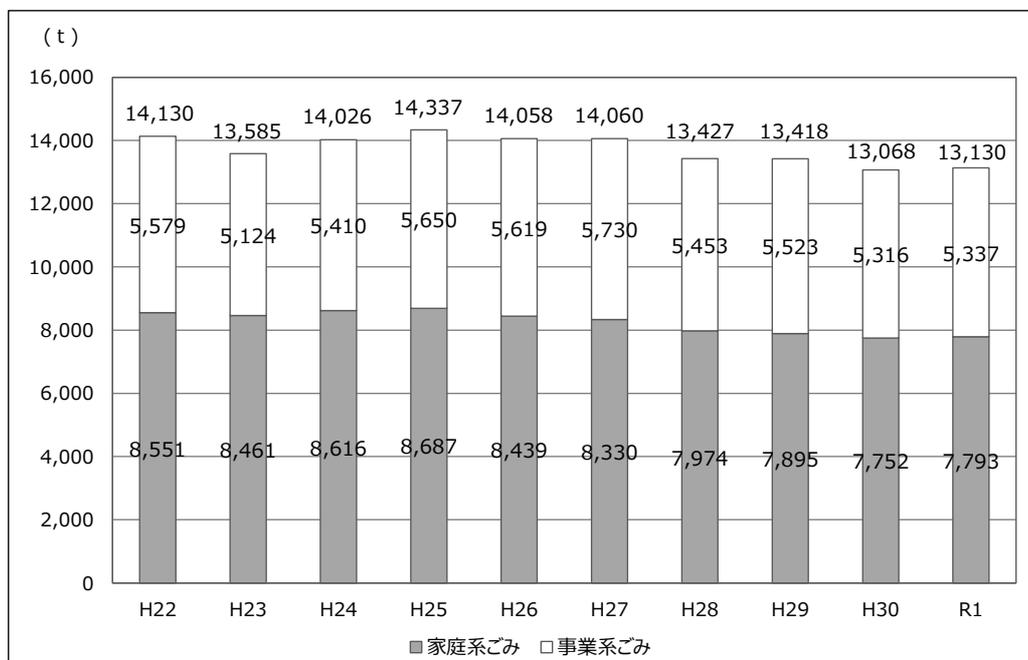


[区分ごとごみ処理量図 (R1)]

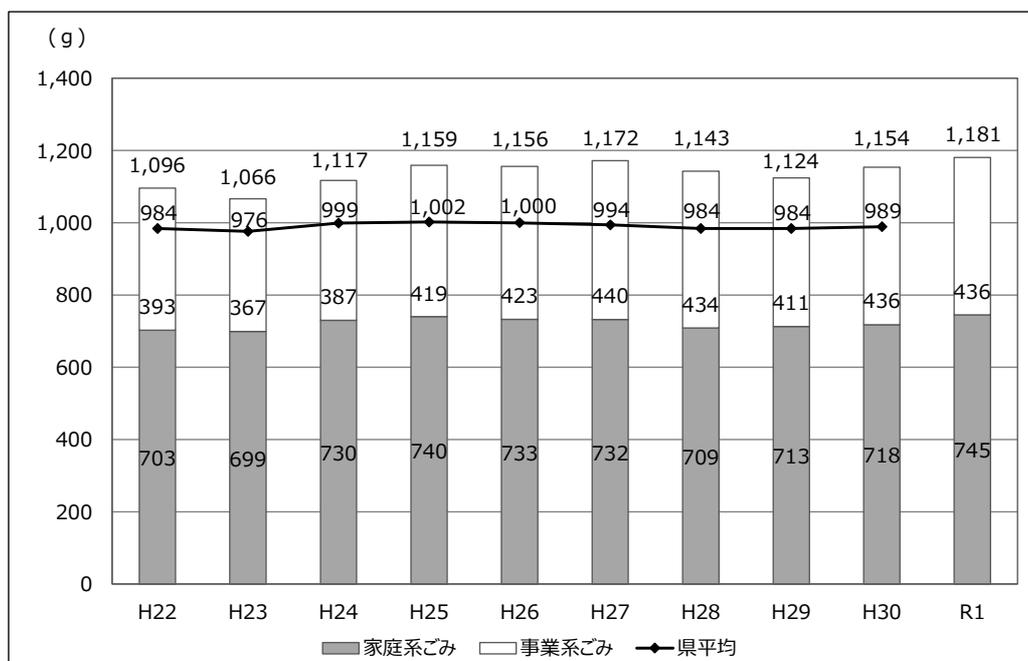
(3) ごみ排出量の推移

ごみの総排出量は、平成 25 年度以降、家庭系・事業系とも微減傾向にあります。

1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、令和元年度は 1,181 g で、その内訳は、家庭系 745 g、事業系 436 g となっています。平成 24 年度以降は毎年 1,100 g 台とほぼ横ばい状態で推移していますが、いずれの年も県平均を上回っています。



[総排出量の推移]



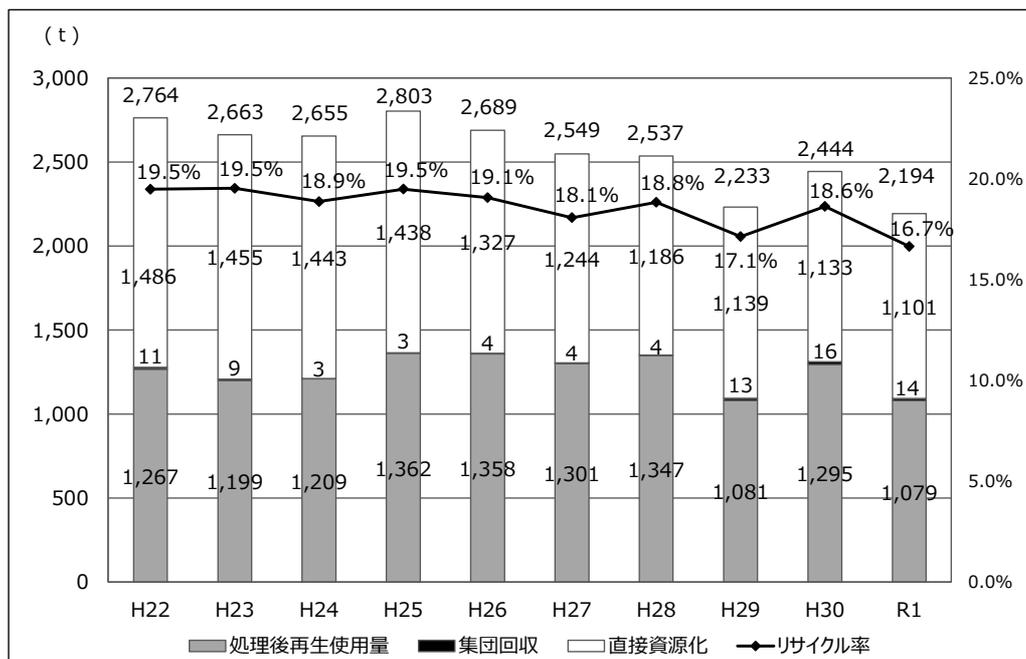
[1 人 1 日当たり排出量の推移]

(4) 資源化の状況

本市では、資源ごみとして収集されるものだけでなく、中間処理施設において資源化できるものを回収することにより、リサイクル率の向上を図っています。

令和元年度においては、直接資源化量 1,079 t、集団回収量 14 t、処理後再生使用量 1,101 t、総資源化量は 2,194 t で、リサイクル率 16.7% となっています。

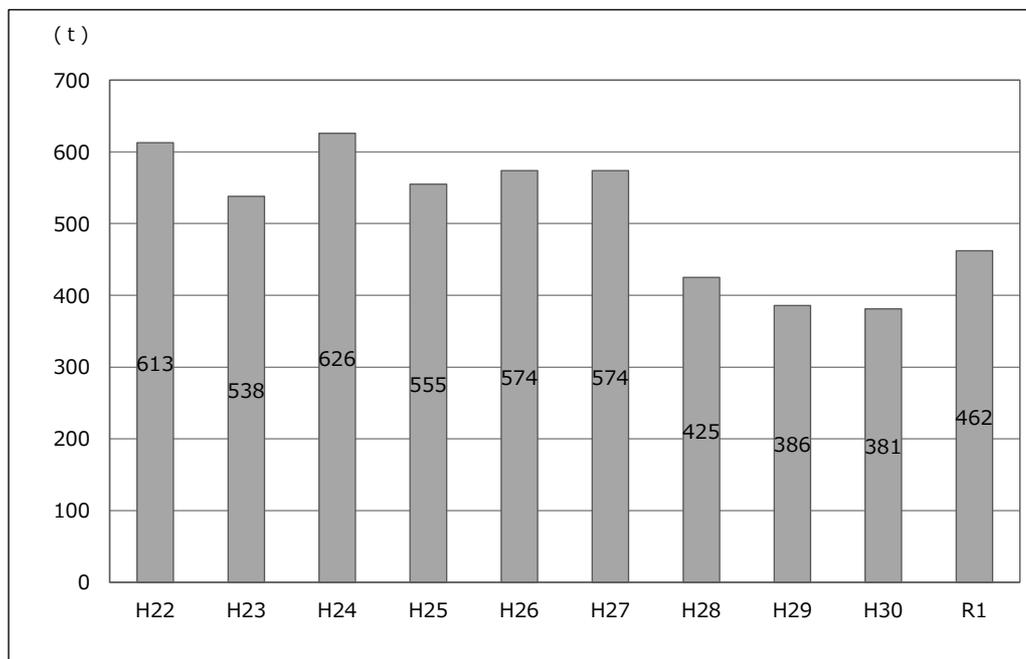
資源ごみの収集のほかに、レアメタル含有率が高いとされる使用済み小型家電の回収や、ペットボトルキャップの回収、古着古布の回収など、リサイクルに関する取組を積極的に進めています。



[資源化の推移]

(5) 最終処分量の推移と最終処分場の埋め立て残余年数

最終処分量は年によって変動がありますが、平成 28 年以降は 400 t 前後で推移しています。埋立残余年数はおよそ 10 年とされており、今後ごみの減量化や徹底した中間処理により、最終処分場の延命を図る必要があります。



[最終処分量の推移]

第3節 ごみ排出量の数値目標に対する達成状況

鹿角市ごみ処理基本計画（平成23年3月策定版）では、ごみ減量化と再資源化について将来の予測を踏まえて、計画期間が満了する令和2年度を目標とする数値を設定していますが、いずれの指標も最終目標値の達成は難しい見通しです。

（1）ごみ減量化の目標とする指標の達成状況

ごみの総排出量は人口減少の影響から減少傾向にあります。市民1人1日当たりごみ排出量は各年概ね30gの範囲内で上下しています。

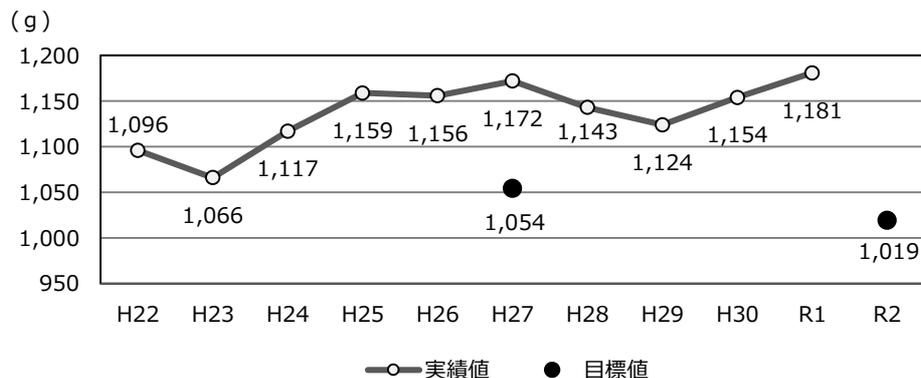
市民1人1日当たりごみ排出量は、平成23年度には家庭系・事業系ともに減少し中間目標値に迫りましたが、東日本大震災に起因した活動自粛に伴う消費行動の低下や観光客が減少したことなどからごみ排出量も減少したものと推察されます。

その後は増加に転じており、平成24年度以降は毎年1,100g台とほぼ横ばい状態で推移していますが、使い捨て製品の使用に代表される大量消費というライフスタイルの定着が影響しているものと推察されます。

最終処分量は、平成28年度から平成30年度にかけて個人による搬入量がそれまでの半分程度になり総量が減少しましたが、令和元年度には増加に転じています。

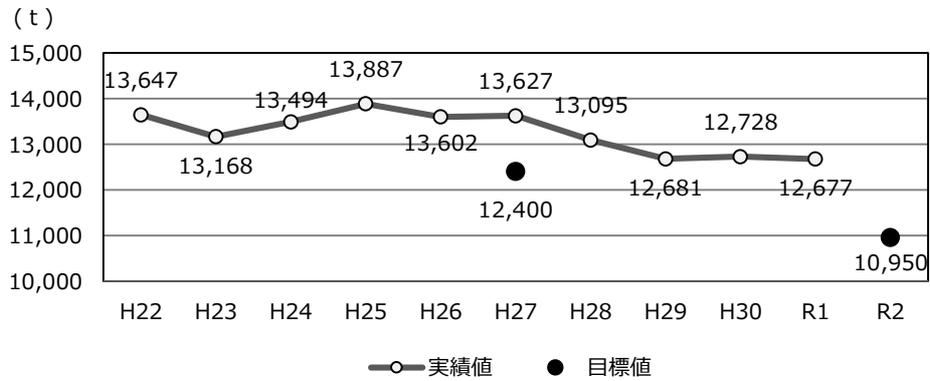
①市民1人1日当たりごみ排出量

平成21年度（基準年）	平成27年度（中間年）	令和2年度（最終年）
1,086 g	1,054 g	1,019 g



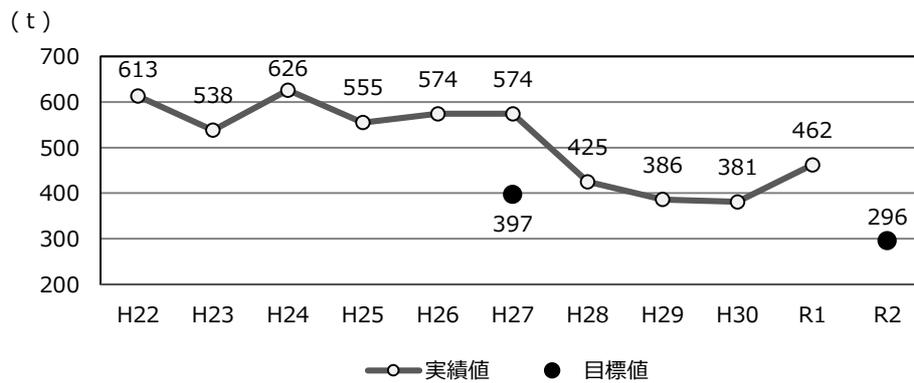
②ごみの総排出量

平成21年度（基準年）	平成27年度（中間年）	令和2年度（最終年）
14,229 t	12,400 t	10,950 t



③最終処分量

平成21年度（基準年）	平成27年度（中間年）	令和2年度（最終年）
541 t	397 t	296 t



(2) 再資源化の目標とする指標の達成状況

総資源化量は、平成25年度に増加し中間目標値を達成しましたが、その後、減少に転じています。

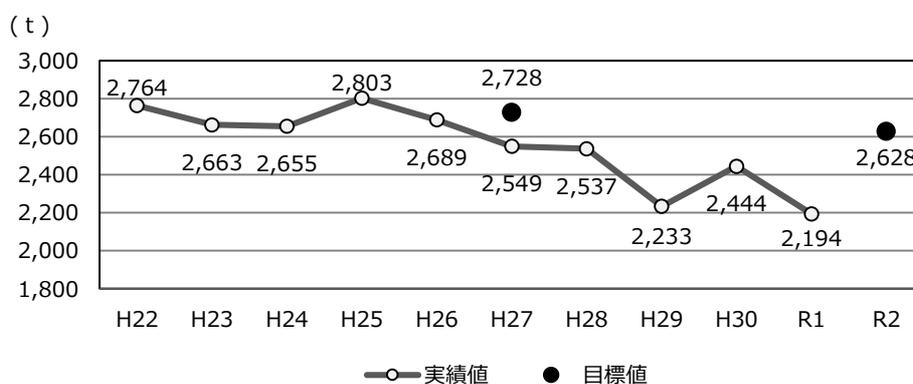
これは、缶飲料においてスチール製品より軽量なアルミ製品が増え重量が減少したことに加え、事業活動に伴って生じる金属類廃棄物が大幅に減少したことが影響しているものと推察されます。

さらに、古紙類もこの10年間で半減していますが、スーパーマーケットでの古紙回収の定着や、生活におけるペーパーレス化が影響しているものと推察されます。

再資源化率は、総資源化量の減少に伴い下降傾向を示しています。

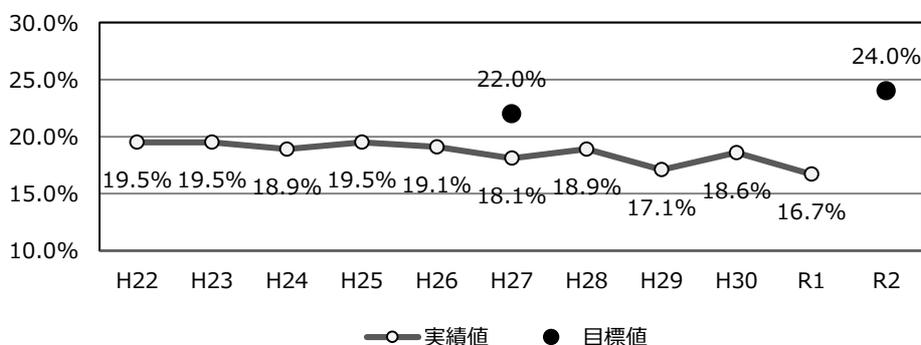
①総資源化量

平成21年度（基準年）	平成27年度（中間年）	令和2年度（最終年）
2,854 t	2,728 t	2,628 t



②再資源化率

平成21年度（基準年）	平成27年度（中間年）	令和2年度（最終年）
20.1%	22.0%	24.0%



第4節 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制

ごみの排出抑制やリサイクル等に関して、様々な方法で啓発をしているものの、家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量はほぼ横ばいの状況にあります。事業系ごみの排出量も同じく横ばいの状況にあることから、ごみを適正に処理する事業活動の徹底を図る必要があります。

ごみを出さないライフスタイル、事業活動へ転換していくため、市民・事業所・市のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、互いに連携し合いながらごみ減量を進めていく推進体制を構築する必要があります。

(2) 分別・リサイクル

本市のリサイクル率は下降傾向にあります。

近年のリサイクル技術の向上により、様々な資源が再利用可能になってきています。リサイクル率の向上のため、引き続きごみの分別徹底を啓発するとともに、現在、焼却処分しているプラスチック製容器包装などの再資源化については、今後も検討していく必要があります。

(3) 収集運搬・処理

収集については、分別の区分ごとに収集形態、収集体制、収集回数、収集運搬量などについて検討し、適切な収集を行う事が可能な体制を確保する必要があります。

運搬については、本市の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬を行うことができるよう、運搬車の配車体制を整備する必要があります。併せて、地球温暖化対策等の視点から、収集車両の低公害化を推進する必要があります。

処理については、中間処理・最終処分におけるごみの発生抑制、再生利用の促進と効果の検証、分別区分の変更等を勘案し、ごみの減量化を図る必要があります。

現在、不燃ごみは現状のまま最終処分場へ投棄・埋め立て処理していますが、中間処理施設の整備を実施し、ごみの減量化と再資源化を進めていきます。

今後も、地域の社会性、地理的な特性を考慮しつつ施設を適正に管理・運営し、広域的な処理への対応が必要です。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

市民・事業者・市の連携により、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や経済活動を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処理を進め、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、循環型社会を構築するため、今後の廃棄物対策における3つの方針を定めます。

①市民、事業者、市（鹿角広域行政組合）の共動による廃棄物対策の推進

廃棄物の減量化、再資源化を進めるためには、自らの役割を認識して行動することが不可欠です。

市民、事業者、市の責務を明確にし、わかりやすい目標のもと、工夫と協力をしあいながら、ごみの減量化、再資源化に取り組みます。

②ごみの減量化と再資源化の推進

市民、事業者がごみの減量化、再資源化へ参加しやすい取り組みを構築します。また、取り組みの結果を公表することにより、進捗よく度合の把握や評価に活用します。

③環境保全に配慮したごみ処理、まちづくりの推進

市民、事業者などの積極的な環境美化活動を図り、安全できれいなまちづくりを推進します。

(3) 役割分担

市民、事業者、市（鹿角広域行政組合）の担う役割を以下のとおり整理し、施策や取り組みの円滑な推進を図ります。

◆市民の役割◆

○排出者としての責任

- ・一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任をもち、生活様式を見直すことでごみを出さない工夫をします。
- ・分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取り組みに協力します。

◆事業者の役割◆

○排出者としての責任

- ・自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ちごみを出さない事業活動へと見直します。
- ・ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努めます。

○生産者としての責任

- ・生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスが廃棄物にならないように工夫します。
- ・資源物や処理困難物の率先した回収に努めます。

◆市（鹿角広域行政組合）の役割◆

○ごみを出さないための仕組みづくり（市）

- ・3R運動を推進します。
- ・市民・事業者が参加できるシステムの構築を図ります。

○安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分（広域行政組合）

- ・環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行います。
- ・安全で効率的なシステムの構築と運用を図ります。

○排出者としての責任

- ・ごみを出さない事業の推進に努めます。

※ 3R運動

「Reduce（リデュース）：ごみの発生抑制」、 「Reuse（リユース）：再使用」、 「Recycle（リサイクル）：再資源化」

第2節 ごみ排出量の将来予測と数値目標

施策を実施するにあたり、ごみ減量化と再資源化について、将来の予測を踏まえて、次のとおり目標とする数値を定めます。

目標とする数値は令和元年度を基準年として、人口動向や新たに建設される中間処理施設の稼働を考慮して定めることとします。

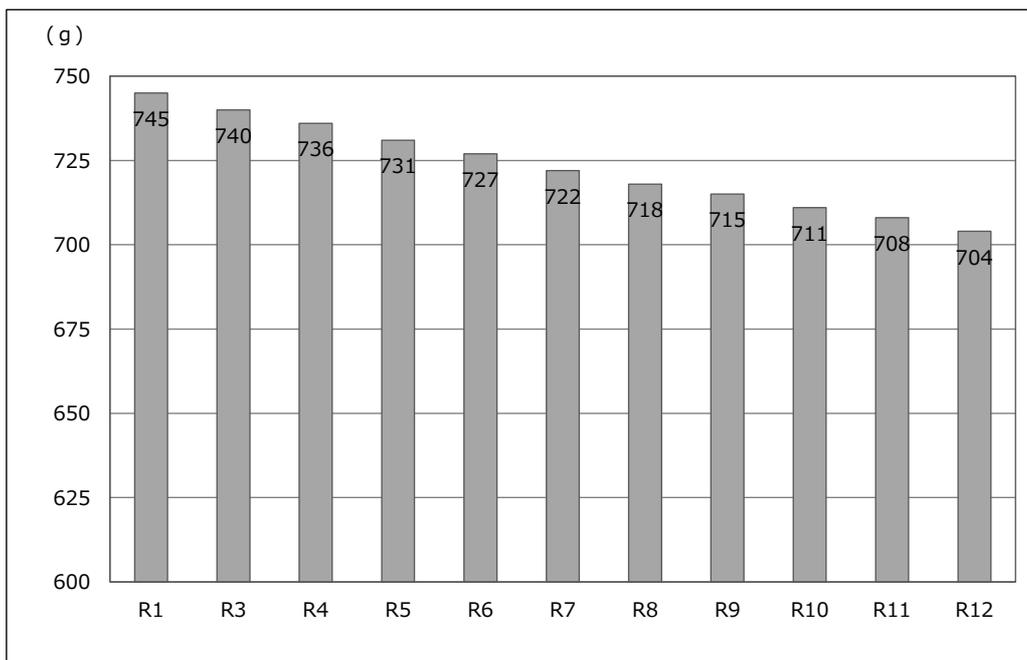
なお、目標とする指標を達成するために、計画の中間年である令和7年度の中間目標を設定し、進行管理、事業評価を行い、必要に応じて計画目標を見直します。

(1) ごみ減量化の将来予測と目標とする数値

①家庭系ごみの市民1人1日当たり排出量

家庭系ごみの1人1日当たり排出量は、令和元年度は745gであり、この10年間で42g、率にしておよそ5.6%増加しています。

ごみ排出量の削減のため、生活様式の見直しを促すことで、家庭系ごみの1人1日当たり排出量の目標値を令和7年度では直近10年間の平均値である722g、令和12年度には10年前の水準である704gと設定します。



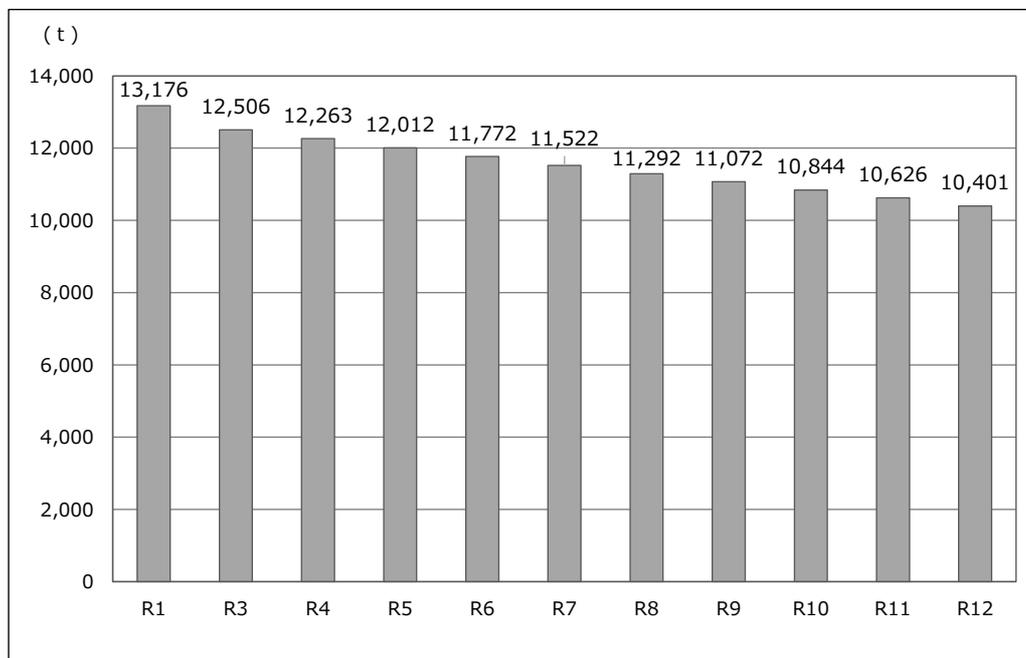
令和元年度 (基準年)	令和7年度 (中間年)	令和12年度 (最終年)
745 g	722 g (△3.1%)	704 g (△5.5%)

() 内は基準年比

②ごみの総排出量

基準年となる令和元年度のごみの総排出量は13,176 tであり、人口減少の影響もあってこの10年間で7.1%減少しております。

今後の人口動向と1人1日当たりごみ排出量などからの推計により、令和7年度では11,522 t、令和12年度は10,401 tと目標値を設定します。

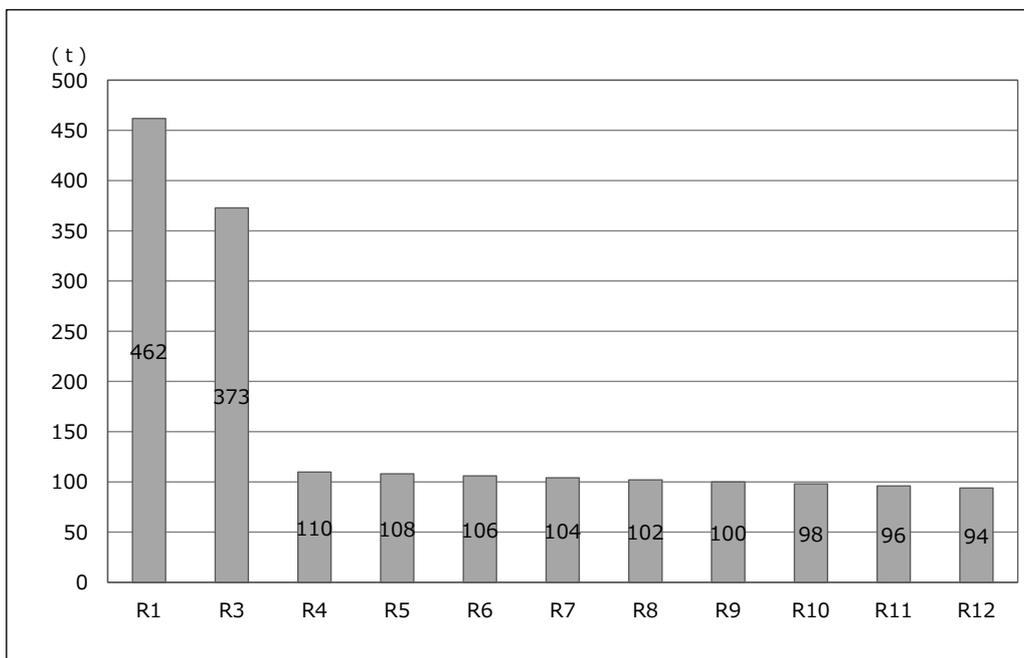


令和元年度 (基準年)	令和7年度 (中間年)	令和12年度 (最終年)
13,176 t	11,522 t (△12.6%)	10,401 t (△21.1%)

() 内は基準年比

③最終処分量

「（仮称）不燃ごみリサイクルセンター」の稼働により、不燃ごみの中間処理が行われ現在の排出量のおよそ1/4まで減少する見込みであることから、最終処分量の目標値を令和7年度では104 t、令和12年度には94 t と設定します。

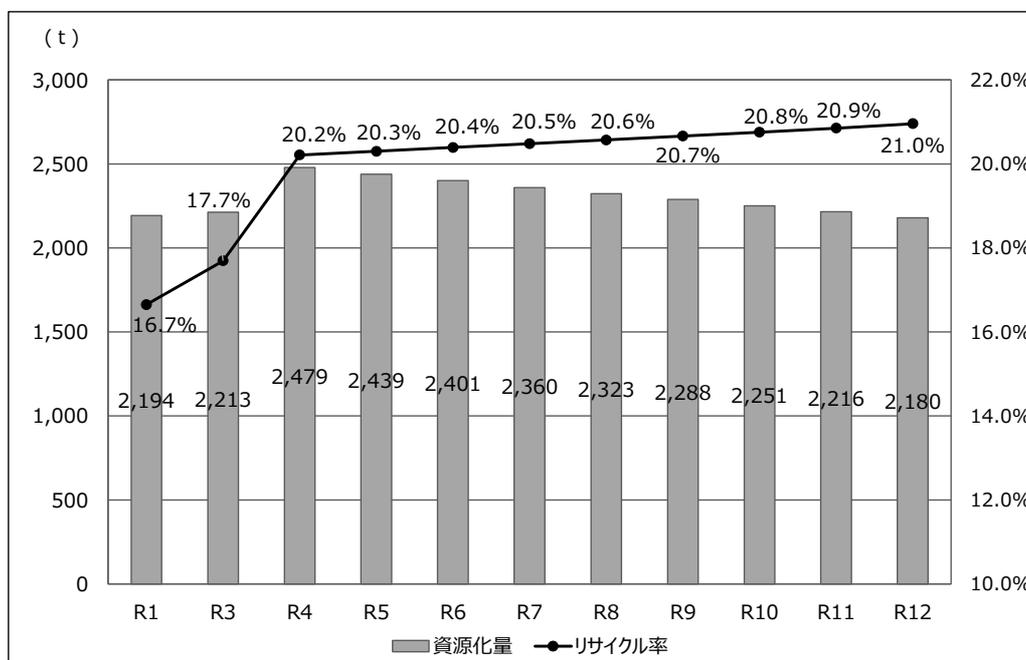


令和元年度（基準年）	令和7年度（中間年）	令和12年度（最終年）
462 t	104 t (△77.5%)	94 t (△79.7%)

() 内は基準年比

(2) 再資源化の将来予測と目標とする指標

再資源化については、「(仮称)不燃ごみリサイクルセンター」の稼働により不燃ごみの中間処理が行われ、不燃ごみから資源化物が回収されることとなり、また、資源ごみの分別徹底とリユース・リサイクルに引き続き取り組んでいくことから、目標とする数値をそれぞれ次のとおり設定します。



①総資源化量

令和元年度 (基準年)	令和7年度 (中間年)	令和12年度 (最終年)
2,194 t	2,360 t (+7.6%)	2,180 t (△0.6%)

() 内は基準年比

②再資源化率

令和元年度 (基準年)	令和7年度 (中間年)	令和12年度 (最終年)
16.7%	20.5% (+3.8% ｲﾝﾄ)	21.0% (+4.3% ｲﾝﾄ)

() 内は基準年比

第3節 目標達成に向けた施策と展開

施策1 ごみの減量化と適正処理を推進します

①ごみの発生抑制の推進

- ごみ減量化に対する市民や事業者の意識向上と、ごみ減量行動を喚起する啓発活動を推進します。
- 市民、事業者と連携・協力しながら、包装の簡素化、マイバッグの持参などを推進します。
- 事業者、市民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけます。
- グリーン購入を進め、再生紙など再生材料で作られた製品の利用拡大を推進します。
- 必要な食材及び分量を確認してからの買い出しや、食材の保存方法・使い切りの工夫など、食品ロスによるごみの発生を抑制する啓発活動を推進します。
- 人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費（※）」の普及啓発活動を推進し、「必要なものを必要な量だけ買う」といったごみの発生抑制につながる行動を促します。
- スーパーなどが実施する、食品トレーなどの回収システムを有効利用することで、ごみの発生を抑制します。

②排出ルールの徹底と不法投棄の防止

- ごみの分別などの排出ルールの徹底を図ります。
- 不法投棄監視員などの不法投棄監視体制の強化とともに、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めます。
- 環境美化に向けたクリーンアップ活動を積極的に普及・推進します。

③事業者の適正なごみ処理の推進

- 事業者による自己回収処理を前提とした処理ルート of 構築を求めます。
- 処理困難なごみや排出禁止物の適正な処理ルートの確保を求めます。
- ごみを多量に排出する事業者を中心に、減量のための指導・助言を行います。

④ごみ処理費用の負担のあり方の検討

- ごみ処理費用の負担のあり方を検討します。
- 粗大ごみの有料収集など、より効果的かつ適正な料金の徴収方法、処理手数料について検討します。

※エシカル消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動

①再資源化・再使用の推進

- 缶、びん、古紙、ペットボトルなど資源化物の分別徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と再資源化率の向上を図ります。
- リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかけ、リユースやごみ排出量の削減を図ります。
- 小型電子電気機器（こでん）の回収を継続します。
- 古着古布の回収を継続し、可燃ごみの減量化とリユース・リサイクルの取り組みを推進します。
- 農業用資材などとして資源化されるペットボトルキャップの回収を継続します。
- 廃家電のリサイクルについて、一層の普及・啓発を図ります。
- 「（仮称）不燃ごみリサイクルセンター」における破碎選別処理により、これまで埋め立て処理していた不燃ごみからの資源化物の回収を進めます。

②リサイクル事業に関する調査・研究

- 効果的で安定的なリサイクルの仕組みを構築するため、新たなリサイクル事業に関して調査・研究を進めます。

③市民・事業者による主体的リサイクルの推進

- 資源の集団回収活動など、市民や事業者が主体的にリサイクルに参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- リサイクルに取り組むための指導、助言、支援を行います。

施策3 廃棄物処理施設を適正に管理運営します

①（仮称）不燃ごみリサイクルセンターの建設と最終処分場の延命化

- 不燃ごみの破碎処理と選別による減量化と資源物回収のため、中間処理施設となる「（仮称）不燃ごみリサイクルセンター」を建設し、令和4年度から稼働する予定です。
- 同センターの建設により、不燃ごみの中間処理が行われることとなり、最終処分量が現在の排出量の1/4程度まで減少するため、最終処分場の延命化が図られます。

②処理施設の適正な管理運営

- 安全で安定した廃棄物の処理及び再利用のため、焼却施設の適正な管理及び整備を進めます。
- 最終処分場における地下浸透水の水質検査を継続し、周辺環境への影響について監視を行います。
- 万が一の事故等によって処理施設が稼働不可能となった場合、あるいは不測の事態により施設の処理許容範囲を超過しごみ処理に支障をきたす場合は、近隣の自治体に対してごみの受け入れを要請し、ごみ処理が滞らないようにします。また、近隣の自治体が同様の状況にある場合は可能な限り受け入れ処理します。

③次期廃棄物処理施設の調査・研究

- 人口減少や多様な資源循環への対応が見込まれているため、今後のごみ処理排出量の予測をもとに、適正かつ持続可能な処理方法の調査・研究を行います。

施設名	稼働開始年	処理形式	処理区分
鹿角ごみ処理場	平成14年	流動床ガス化溶融炉	可燃ごみ（生ごみ、プラスチック）
ストックヤード	平成26年	—	溶融スラグ
鹿角資源化センター	平成16年	磁選・缶プレス・ペット減容化結束	ビン、缶、ペットボトル
鹿角市不燃物投棄場	昭和46年	埋め立て	不燃ごみ、ガラスくず他
（仮称）不燃ごみリサイクルセンター	令和4年（予定）	磁選・破碎・選別	不燃ごみほか

[ごみ処理関連施設]

施策4 環境学習を推進します

①市による率先的な取組の推進

○市が、市民や事業者等の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取組を進めます。

②市民・事業者等が気軽に参加できる学習の場の提供

○出前講座や広報媒体等を通じ、市民や事業者等にごみに関する情報を積極的に提供し、ごみ減量、リサイクル等の実践行動を促進します。

○教育機関と連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行います。

③人材と組織づくりの推進

○市民や事業者等が、環境活動の企画立案から事業化まで、自主的に取り組むことができるような人材育成や組織づくりを推進します。

④施策への市民参加の促進

○ごみの排出抑制、再資源化等、施策の推進にあたっては、市民や事業者等の意見を聞くなど、市民参加型による施策の立案を図ります。

鹿角市ごみ処理基本計画

令和3年3月

鹿角市市民部市民共動課環境生活班

電話：0186-30-0224

FAX：0186-22-2042

E-mail:kankyouseikatsu@city.kazuno.lg.jp